

(仮称)犯罪被害者等支援条例(素案)について

市民生活環境部 人権・男女共同参画課

1 条例制定の経緯

犯罪被害者等基本法においては、地方公共団体の責務として、「犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定められています。

本市においては、従前から災害見舞金等支給条例により、犯罪被害者に対して災害弔慰金を支給してきたところですが、施策の一層の推進が求められる中、支援の充実を図るため「(仮称)犯罪被害者等支援条例」を制定しようとするものです。

2 条例の概要

(1)目的

この条例は、市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務及び犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図るとともに、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(2) 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- ② 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- ③ 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- ④ 関係機関等 国、大阪府、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する者をいう。
- ⑤ 事業者 市内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う団体をいう。
- ⑥ 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の無理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、日常生活及び社会生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

(3) 基本理念

- 1 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われなければならない。
- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、市、市民、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(4) 市の責務

市は、この条例の目的を達成するために基本理念にのっとり、必要な施策を総合的に推進しなければならない。

(5) 市民の責務

市民は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力し、及び犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう努めなければならない。

(6) 事業者の責務

事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分配慮するよう努めなければならない。

(7) 相談及び情報の提供等

- 1 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。
- 2 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(8) 見舞金の支給

市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担及び精神的又は身体的な苦痛の軽減を図るため、見舞金の支給を行うものとする。

(※ 遺族見舞金50万円、重傷病見舞金30万円、性犯罪被害見舞金30万円)

(9) 市民及び事業者の理解の増進

市は、犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害の可能性その他の犯罪被害者等に対する支援の必要性について市民及び事業者の理解を深めるため、広報、啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(10) 民間支援団体との連携協力

市は、犯罪被害者等の支援を効果的に行うため、民間支援団体に対し、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に係る情報の提供その他の必要な連携及び協力を行うものとする。

(11) 支援の制限

市は、犯罪被害者等の被害が自らの行為に起因したものである場合、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないことと認める場合は、支援を行わないことができる。

(12) 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

3 今後の予定

令和6年6月20日	パブリックコメントの実施(令和6年7月19日まで)
令和6年8月	パブリックコメントの実施結果の公表
令和6年9月	市議会に議案提出、可決後に条例を公布(予定)
令和6年10月1日	条例の施行(予定)